

法テラス用語の解説

1 法テラス

「日本司法支援センター」の通称。法テラスは「全国どこでも法的トラブルを解決するための情報やサービスを受けられる社会の実現」という理念の下に、国民向けの法的支援を行う中心的な機関として、総合法律支援法(平成16年6月2日公布)に基づき設立された。

法的な問題を相談する方々のもやもやとした心に光を「照らす」場という意味と、悩みを抱えている方々がくつろげる「テラス」のような場でありたいという意味を込めている。

2 情報提供業務

利用者のお問合せに対して、法テラス・サポートダイヤルや地方事務所をとおして、解決に役立つ法制度や適切な相談窓口などに関する情報を、電話や電子メール、面談によって無料で提供する業務。

3 民事法律扶助業務

経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い、必要な場合には裁判などの手続にかかる弁護士・司法書士費用の立替えを行う業務。

4 国選弁護等関連業務

国選弁護事件及び国選付添事件に関して、国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所等への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の算定及び支払などを行う業務。

5 司法過疎対策業務

身近に弁護士や司法書士がないなど、法律サービスへのアクセスが容易でない地域に法律事務所を設置し、法テラスに勤務する常勤弁護士を常駐させ、有償での法律サービスを含む法律サービス全般の提供を行う業務。

6 犯罪被害者支援業務

犯罪の被害にあわれた方やご家族などに対して、法制度の紹介、適切な相談窓口や関係機関・団体のご案内、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行う。また、刑事裁判に参加する被害者等のために、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、報酬・費用の支払。被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方の旅費の算定、送金などを行う業務。

7 震災法律援助業務

「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」(法テラス震災特例法)に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方などを対象として、無料で法律相談を行い、裁判などの手続にかかる弁護士・司法書士の費用の立替えを行う業務。

8 受託業務

国、地方公共団体、公益法人等の委託を受けて、被害者等の援助その他に關し、委託にかかる法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。受託業務を通じて、法テラスは本来業務にとどまらないより広い法的サービスを提供することができる。

9 法テラス・サポートダイヤル

全国からのお問合せに応じるための、法テラス独自のコールセンター。研修を受けたオペレーターが対応し、電話とメールによる、法的トラブルの解決に役立つ法制度と相談窓口についての情報提供を行っている。番号は「0570-078374」。平日は午前9時から午後9時まで、土曜日も午前9時から午後5時まで受け付けている。

10 法律相談援助

経済的に余裕のない方が、法的トラブルにあったときに、法テラスの事務所や法テラスと契約している弁護士・司法書士の事務所などで無料の法律相談を受けられる制度。

11 代理援助・書類作成援助

経済的に余裕のない方が、法的トラブルにあったときに、裁判所における民事・家事及び行政事件に関する手続や示談交渉等にかかる弁護士・司法書士費用の立替え(代理援助)、裁判所に提出する書類を弁護士・司法書士に作成してもらう費用の立替え(書類作成援助)を受ける制度。

12 不服申立て／再審査申立て

代理援助または書類作成援助に関して法テラスの地方事務所長がした決定に対して不服のある申込者、被援助者、受任者等が、地方事務所長に対して不服を申し立てることができる。また、不服申立てに対する決定に不服がある不服申立人が、理事長に対して再審査の申立てをすることができる。

13 犯罪被害者支援ダイヤル

法テラス・サポートダイヤルでは、犯罪被害者支援専用の電話番号「0570-079714」を設け、犯罪被害者支援の知識や経験を有する担当者が、二次的被害を与えることがないよう心情に配慮しながら、犯罪被害者支援に関する法制度と相談窓口についての情報提供を行っている。

14 常勤(スタッフ)弁護士

法テラスとの間で、総合法律支援法第30条に規定する法テラスの業務に關して他人の法律事務を取り扱う契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約(勤務契約)をしている弁護士。民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等の重要な担い手である。

15 契約弁護士／契約司法書士

法テラスとの間で、民事法律扶助契約、国選弁護契約、国選付添契約、国選被害者参加弁護士契約を結んでいる弁護士、民事法律扶助契約を結んでいる司法書士。

16 地方事務所／支部／出張所／地域事務所

法テラスは全国に事務所を設置している。地方事務所は、地方裁判所の本庁所在地に設置。当該都道府県内の支部・出張所・地域事務所を管轄する役割を持ち、法テラスが行うすべての業務を行う。支部は、人口や裁判事件数が多い都市など、地方事務所だけではカバーしきれない地域の事件を管轄し、法テラスが行う5つの本来業務を行う。出張所は、民事法律扶助業務・震災法律援助業務を中心に、情報提供業務も行う。地域事務所は、弁護士・司法書士の数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置し、スタッフ弁護士が常駐する。

17 被災地出張所

東日本大震災の被災者支援のために岩手、宮城、福島に設置された臨時出張所。7か所の出張所はいずれも、沿岸部の津波被災地や原発事故の被害者が多く住む地域におかれ、車内で相談できる移動相談車両（法テラス号）を備えている。各種専門士業による「よろず相談」も実施している。

18 国選弁護制度

刑事事件で勾留された人（被疑者）や起訴された人（被告人）が貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、本人の請求を受け又は法律の規定により、裁判所、裁判長又は裁判官が弁護人を選任する制度。

19 国選付添制度

少年事件（一定の重大事件等）において、裁判所の職権により弁護士を付添人として選任する制度。

20 被害者参加制度

一定の重大犯罪の被害者等が、裁判所の決定により、公判期日に出席し、被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる制度。